

R6.7.1 (月) 受付
開始!

私たち
結婚しました!
新生活、
スタートします

そんなときは
『結婚新生活
支援事業補助金』



浜松市 結婚新生活 補助金



浜松市結婚新生活支援事業補助金とは
新婚世帯を対象に、結婚に伴い新生活のスタートに係る費用を補助する制度です。

補助の上限額

- ・夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の世帯…**60万円**
- ・夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯…**30万円**

補助対象費用

令和6年4月1日から令和7年1月31日までの間に支払った以下の費用

新居の住宅費

- ・住宅取得費用 ・リフォーム費用
- ・住宅賃借費用
(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料)

新居への引越費用

- ・引越業者や運送業者へ支払った引越費用

補助の対象

以下の全ての要件を満たす世帯

- 令和6年2月1日から令和7年1月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦
- 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下
- 世帯の所得が500万円未満
 - ※ 令和6年度の課税(所得)証明書(令和5年1月1日～令和5年12月31日までの所得の額を明らかにすることができる市区町村が発行する証明書)により確認します。
 - ※ 貸与型奨学金の返済を行っている場合は、世帯の所得から年間返済額を控除します。
- 申請時における夫婦の双方または一方の住民票の住所が、申請に係る住宅の住所にある
- 補助金の交付を受けた日から1年以上、申請に係る住宅に定住する意思がある
- 夫婦の一方または双方が、過去に同類の補助金の交付を受けていない
- 夫婦ともに市税を完納している

浜松市子ども若者政策課

(年末年始・土日祝を除く 8:30～17:15)

TEL 053-457-2795 Email katei@city.hamamatsu.shizuoka.jp

浜松市中央区元城町103番地の2 浜松市役所本館2階(令和6年7月まで)

浜松市中央区鍛冶町100番地の1 ザザシティ浜松中央館5階(令和6年8月から)

詳しいお申込み方法は

HPで御確認ください⇒

